

## 平成26年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年2月3日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年2月3日 午後0時59分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 協議事項

1. 避難行動要支援者名簿について
2. 消防団の処遇改善について
3. 可児市農業委員会委員の改選について
4. リフレッシュルートについて

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	山田喜弘	副委員長	板津博之
委員	伊藤健二	委員	小川富貴
委員	中村悟	委員	酒井正司
委員	伊藤壽		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	加納正佳	総務部長	古山隆行
議会事務局長	高木伸二	企画経済部参事	荘加淳夫
総合政策課長	牛江宏	農業委員会事務局課長	山口功
防災安全課長	細野雅央	議会総務課長	松倉良典
総合政策課 総合政策係主任	渡邊真史		

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

○委員長（山田喜弘君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより総務企画委員会を開催いたします。

初めに、協議題1. 避難行動要支援者名簿について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） 皆さん、こんにちは。

1件目の避難行動要支援者名簿の協議につきましては、1回御案内をいたしましたけれども、昨年災害対策基本法が改正されまして、避難行動のときに特に支援を要する人を、あらかじめ名簿をつくっておいて的確な避難行動の支援をするように、市町村にその名簿の作成が義務づけられたというものでございます。これにつきましては、さきに可児市防災会議に事務局の考え方を提案いたしましたけれども、その折、さまざまな意見をいただきまして、議会のほうは議長が防災会議に出席をいただいておりますけれども、この際、議会のほうにもこの考え方を整理したものをお示しして、さまざまな御意見をいただいた上で、また検討していきたいというふうに考えておりますので、本日は状況説明をさせていただいて、意見をたくさんいただければというふうに思います。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、担当課長のほうから、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

○防災安全課長（細野雅央君） それでは、あらかじめお配りをさせていただいております資料、資料番号の1-1、1-2、1-3の3枚のペーパーに基づきまして、簡単に説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、12月の総務企画委員会の折にもお話をさせていただいておりますので、きょうは詳しい内容を、このまず1-1、⑤避難行動要支援者名簿関係というシートに基づいて、ちょっと簡単におさらいのほうをさせていただきたいと思っております。

今回、災害対策基本法が改正されまして、今まで災害時要援護者、災害時要援護者名簿というような制度がございましたけれども、今般、避難行動要支援者名簿というものをつくって、災害が発生するおそれがあるとき、あるいは災害の発災のときに、こういった支援者について、さまざまな支援を行えるように名簿をつくるということになりました。

この資料番号1-1の下の方の四角で枠を囲ってございます準備段階と実施段階という2つに分かれておりますけれども、準備段階におきまして市町村が行うこと、ここに地域防災計画に定める事項ということで、7つばかり丸がある部分が規定してあるところでございます。まず一番決めておかなければならないのが、いわゆる避難行動要支援者の範囲をどうするのかというところがまず出発点でございます。

先般、可児市の防災会議を開いたわけでございますが、その折には、この同じ資料の1-3をごらんください。1-3の災害時要援護者の全体像が描いてある図があるんですけども、防災会議におきましては、特にいわゆる事前避難ということに重きを置きまして、1-3の右下にありますEの部分ですね、避難行動要支援者のうち、特に危険な地域に住んでいる者、約630人を可児市において避難行動要支援者名簿として作成をするという提案をさせ

ていただいたところでございます。

しかしながら、このEの部分に特化していいのかといういろいろな御指摘というか御質問がございました。また、ここの表でいいますとBの部分、これまで災害時要援護者台帳という制度があった中で、こういった方の一部しかこのEに入らないというようなことがあって、やはり災害弱者と思われる方の不安があるのではないかと、いろいろ御意見をいただきました。

また、特にこの名簿を作成して、運用に際しましては、自治会、自治連合会、あるいは民生委員の御理解、御協力が欠かせないということもございまして、いろいろな御意見をいただいたわけございまして、その場では特に結論めいたものがちょっと出なくて、再検討するというので、その後事務局のほうでいろいろ精査をしておいたわけでございます。

もう1つ、資料番号の1-2というのをごらんください。

これは抜粋でございますけれども、災害対策基本法の条文でございます。この第49条の10というものがあるわけですが、それぞれの市町の市町村長は、その市町村において、住んでみえます要配慮者、この要配慮者というのはさっきの1-3の横長の図でいくとAの部分に係る方でございますけれども、その要配慮者のうち、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に自分で避難することが困難であって、その方たちの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者、この特にということ、特に支援を必要とする者を把握しなさい、把握に努めなさいということと、それから地域防災計画の定めるところによりまして、この避難行動要支援者について、避難の支援、主に事前というか災害が発生する直前が考えられるところがあるんですけども、避難の支援、それから災害が起きたとき、発災後の安否確認、それから生命・身体を災害から保護する、いわゆる避難所における生活支援であるとか、そういったことを行うために必要な措置を実際にするために基礎的な名簿ですよということが、この避難行動要支援者名簿ということで、我々はちょっとこの解釈をしっかりと把握せずに、いわゆる事前避難ということで、先ほど言いましたEに係る部分の方だけのその名簿を避難行動要支援者名簿というふうで位置づけてしまったというミスイクというか、ちょっと誤りのなものがございました。

やはり、そういったものを反省を踏まえまして、今回、1-3の資料に戻りますけれども、ここの中でA、全体のAがその要配慮者といわれる方です。約3万3,000人ぐらい、ちょっとこれは重複等もありますので、足し算すると3万3,000人にはなりませんけれども、約3人に1人がこういった要配慮者というふうに思われます。その中で、市が持っている台帳で管理している災害時の要援護者、これがCに係る部分です。要介護認定者、要支援認定者、それから障がい者や妊産婦、こういったCに係る災害時要援護者のうち、特になかなかみずから避難することが困難である、特に支援が必要と思われる方が約7,000人見えると。したがって、やはり市であらかじめ持つておく避難行動要支援者はこのDの部分ではないかということで、現在議論を進めているところでございます。

ただし、やはり名簿をつくることその目的ではなくて、その名簿を災害の発生が危惧さ

れるときであるとか、発災後にきちっと機能しなければならないということで、特にこの7,000人の方を支援するというのは非常に現実的にかなりハードルが高いですし、困難も伴うと思います。やはりこの部分の実効性を高めるために、可児市においては、特に水害が最近頻繁に起こっておるという状況を鑑みまして、ここのDの中で特に危険な地域、きょう参考までにお手元にお配りしております洪水ハザードマップにおいて、いわゆる浸水エリア、それから7・15豪雨災害で水につかったというか浸水したエリア、それから土砂災害防止法の規定によります危険区域、特別警戒区域に住んでみえる方については、やはりこのDの中の名簿のオプションとして、最重要に避難支援をしなければならないのではないかとということで、Dの中の特に支援が必要で、さらに特に危険な地域に住んでみえる方、約630人ぐらいというふうに推測しておりますけれども、ここのEの部分については、個別にできれば誰が支援をしていくかというところまで決めて、この名簿を有効利に活用して、実践的というか、しっかり機能するような名簿につくり上げていきたいなあというふうに現段階では考えているところでございます。

Dの部分を避難行動要支援者と位置づけますけれども、その中で特にオプションとしてEについてはもう少し踏み込んで、誰が助けに行くのかということを目ごろから自治会等に決めていただく。ただし、自治会も当然非自治会員であったり、なかなか障がい者という方の扱いとか、そういったことをよく存じてみえるわけではありませんので、そういった特殊な事例の方も見えますので、自治会ではなかなかその支援ができないよという方は、やはり最終的には行政、市役所であるとか、消防団あるいは警察・消防で支援をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

現状におきましては、そういった方向で、いろいろまた御意見をお聞きしながら、この可児市の避難行動要支援者制度をつくってきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） これより質疑に移ります。御質問のある方。

○委員（小川富貴君） 皆さんが質問を考えていらっしゃるうちに、ちょっと二、三お尋ねします。

この災害対策基本法、ごめんなさい、私読み込んでいないものですから、わかるところでお尋ねしたいんですが、要するに個人の秘密に関するところを把握しなければならないという点が出てくるんですね。きのう、自治会でもそんな話が出ていたんですけども、秘密を故意、あるいは故意ではなくても、本人の意図に、要するに秘密を漏らしてもらっては困ると思っている人にとって、いわゆる嫌だと思ふような形で秘密が外に出た場合の罰則規定って、この災害対策基本法の中にはないんですよね。となると、何が罰則規定としてはまるんでしょうか。これを抑える法律って、どういうものがありますか。

○防災安全課長（細野雅央君） この災害対策基本法の中では、罰則は確かにございません。

この名簿につきまして、市が持つておる避難行動要支援者と思われる方の名簿をまず市がつくるんです。それで、その方たちに対して、平常時から自治会とか民生児童委員とか、そ

ういった支援をする機関に開示をしてもいいですか、どうですかというお尋ねをして、本人の同意が得られた方につきましては、あらかじめ開示をします。同意が得られなかった方につきましては、この資料の1-1の一番下にあります実施段階、ちょっと色が濃くなっていますけれども、災害時については、個人の同意を得ることなくその支援する機関に提供してもいいという、そういう法律の担保があるものですから、基本的には個人の同意、不同意で、同意があった場合は平常時から開示もできます。ただし、同意が得られない方は、あらかじめ情報を提供するということはしませんので、そういったことで個人の秘密を守っていくということになります。

ただし、平常時におきましても、当然個人情報の、結構福祉的というんですか、身体的な要素がありますので、地域防災計画の中には、いろいろむやみに複写をして配ったりとか、日常の管理については金庫のようなどころに入れて厳格にしまって管理していただくとか、そういったことを行いますし、それから実際に自治会なり民生委員にお配りするときに、きちっとこれはこうこう、こういう理由でつくったものであるということをしちっと説明して、むやみに災害ということ以外で使わないように、きちっと指導をお願いをしていくというふうに考えております。

○委員（小川富貴君） ごめんなさい。私がお聞きしたのは、法だけでお聞きします。この法には罰則規定がないわけですがけれども、当たるとすれば、どういう法によって罰則規定がはまることになりますか。

○防災安全課長（細野雅央君） これの別の法律で罰則というのは、多分ないと思います。というのは、この法律自体が個人情報保護法であるとか個人情報保護条例の特別法ですので、やはりこの災害対策基本法の規定が優先するというふうに考えます。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

○副委員長（板津博之君） とりあえず現状の確認なんですけれども、まずCの部分、市が台帳等で管理している災害時要援護者の方が8,850人、この部分については、もう既に名簿があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） 名簿、避難行動要支援者とか災害時要援護者というくくりでの名簿はありません。名簿はなくて、要はそれぞれ担当課で、例えば障がい者であれば、福祉課が日々の業務をやる際に保有しておるといふ、そういうこととございます。

○副委員長（板津博之君） ということは、先ほど避難行動要支援者は、この図でいうとDの7,000人の方に当たるといふことなんで、改めて、現在のもちろん担当課が持っているものをさらに整備をして、また新たな名簿をつくるというふうな、今後のステップとしてはそういうふうになっていくのでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） はい、そのとおりです。

法律では、4月1日以降に速やかに取りかかれるようにしなさいということになっておまして、例えば要介護認定者であれば高齢福祉課、今の障がい者であれば福祉課、妊産婦については母子手帳を交付する関係で健康増進課が、それぞれ持っている台帳のうちからこの

Dにある何級とか、そういった人だけを集めて、コーディネートして名簿をつくっていくという、そういう作業になります。

○副委員長（板津博之君） 細かいことで恐縮ですけれども、この図を見ると、例えばFとBについては重複しておられる方も見えると思うんですが、そういった方はもちろんもう既に、例えばBについては台帳の登録はされておるといことなので、そこはもう既にあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） Bにつきましては、災害時要援護者名簿というのは既にございます。ございますけれども、BがそっくりそのままDに行くわけではなくて、Bの中にもいろんな、多少元気というか自分の足で歩ける方も見えますし、いろんな方がございますので、機械的にBがDに行くわけではないんですけれども、やはり機械的にやるとDのほうには入らないけれども、例えば障がい3級で足が不自由というような方も見えますので、そういった方についてはこのDの⑥で、ここについては手上げとか、例えばみずからの手上げもあるかもしれませんし、民生委員とか自治会長からの推薦というんですか、そういう申し出によってこのDの中に入れるということで、なるべく不安を解消したいというふうに考えております。

○副委員長（板津博之君） 私も、去年の一般質問でもこれを取り上げさせてもらったんで、どうしても細かく聞いてしまうんですが、結構これは大変な作業だというふうに思われるんですけれども、4月1日にはできていなくちゃいけないということで、もちろん全庁挙げて、もちろん横の連携もとりながら、今後4月1日までにこれをつくるということでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） 4月1日までにつくるのではなく、4月1日以降に名簿の作成に取りかかるということでございます。

○副委員長（板津博之君） 了解しました。

あと1つ、やっぱり自治会のほうで、もちろん把握されておるものもあると思うんで、その辺はもちろん自治会のほうとも連携をしてやっていくということでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） はい、そのとおりです。

今回新たにDの部分ができますので、そういったものを市からきちっとした一定の条件に基づく名簿と、もちろんそれを同意があった方につきましては、ふだんから自治会のほうで把握してもらって、ひょっとするとDに当てはまらない方も自治会のほうで把握してみえるかもしれませんので、それは自治会の実情に応じて臨機応変に対応していただくようにはお願いする予定です。

○副委員長（板津博之君） あと、これはもちろん整備されたら活用していかなくちゃいけないと思うんですが、今後の防災訓練なり市としてやる訓練の中で、この名簿を活用して、実際の避難行動の訓練も行うということでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） ぜひこの名簿を活用した訓練を行っていただきたいというふうに考えます。

○委員（小川富貴君） 前提が自治会ということが、どうしてもつながってくると思うんですね、行政の下部機関のような形で。自治会加入率が落ちているという話を今いろんなところでお聞きするわけですけど、この対象の人数が出ている中で、自治会に加入していないパーセンテージというのは出ていますか。

○防災安全課長（細野雅央君） 自治会の今の加入率が6割から7割ぐらいということですので、単純にこの今の7,000人に6割とか7割を乗じた数というふうに考えます。ですので、まだこの7,000人の名簿ができていないわけではありませんので、自治会の加入、未加入というのは、ちょっと今のそういったざっくりの部分でしか申し上げられないと思います。

○委員（小川富貴君） 今、板津委員が御心配してお聞きになったように、要するに訓練の段階からこれが生きるものとして使えるためには、自治会のほうに渡って訓練の中に生かされるのかというお尋ねがあったわけですけども、自治会に加入していない方たちに対して、それは訓練もできないわけですよ、自治会に加入していないということになりますと。それらの対応はこれからということになるわけでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） 自治会、我々もいろんな自治連合会長とか自治会の役の方といろいろお話をする中で、やはり自治会に加入している方は優先的にやらなければならないだろうと、かなりたくさんの方がいらっしゃいますので。ただ、本当に災害が起きたときに、じゃあ自治会の人、あの人は自治会に入っていないから知らないということが道義的にあるのかどうかということもありますので、実際に名簿をお渡しする段階では、当然自治会に入ってみえる方、入ってみえない方はそこでわかるわけですけども、できればそういった自治会に入ってみえない方についても支援をお願いはしたいですけど、ただし自治会も任意の組織ですから、自治会でこの方は見られないとか、あるいはさっき言いましたように、自治会に加入していても、例えば精神障がいなんかで非常に扱いがデリケートな方も見えますので、そういった方については、やはり行政の専門の職員が行くとか、消防団とか、あるいは自治会の加入、未加入が関係ない民生委員の人をお願いするということになっていくのではないかというふうに思っています。

○委員（小川富貴君） こういう法律ができるということは、要するに一定援助してもらえないんじゃないかという期待を皆さんに持っていただくことになるんです。1点目の問題点として、きのうもちょっと自治会の集まりがあって、私も行っていろいろお話を聞いているんですけども、自治会は基本的にはボランティアだというお話があるんですね。ボランティアだということで、ボランティアとはどういう意味かといったら、多分やれるところはやれるけれども、やれないところはやれない。基本的には市役所がやることだというようなお話が、実は本当に出ていたんですね。そういうふうで、すごくしっかりして、やりたいと物すごく熱心な人がいらっしゃるところはある程度できるでしょうし、そうじゃなくて、まあやれるところだけということになればそうなるし、だから、強制力はある意味ないというふうに見なければならぬというふう思うわけです。そうしたときに、この法律、法律ですから、あらかじめ支援すべき人という形で名簿まで出して、ある程度の数まで、顔が見えるよう

な範囲で細かく絞り込んだEなんていうところまで出していて、この人がもし何かで救えなかったり、支援を本当は来るはずなので待っていたんだけど、来なくて問題があったというような展開になった場合、将来的に行政が問われるようなことにまでなっていないでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） 今回、この法律に基づいて名簿をつくりました。誰が助けに行くかを決めるというところまで踏み込んでいただきたいんですけども、ただ、もともとこの法律ができたのが、例の津波ですね。津波が到達するまでに時間があるので、その間に特に避難が困難な人を一人でも多く救おうということがスタートなんですけれども。

ただし、これをつくったからといって、じゃあ絶対に被害者というか、亡くなる方がゼロになるということはちょっと現実的には難しいですし、それからこの法律が、法律というか運用指針でいっておるのは、助けに行く人も、いわゆる2次被害というか、助けに行ってもやられる、亡くられるということは本末転倒ですので、当然深追いはだめですよ。

それから、いわゆる避難行動要支援者、助けられる方につきましても、絶対に援助が来るわけではないということを承知の上で名簿を開示するのか、しないのかという今回の制度の内容を知っていただいた上で運用していくという、そういう状況ですね。

○委員（小川富貴君） 承知しました。

○委員長（山田喜弘君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） ちょっと二、三お尋ねします。

誰がこの名簿をつくるのかということについては、災害対策基本法の各条文では、市長はというふうになっていますので、当然市がこの避難行動要支援者名簿等をつくるというふうに理解されますが、先ほどの小川委員からの質問に対する質問の流れの話では、自治会がさもつくるかのようなふうにも一見聞こえた節があったんですが、そうではないんだろうと思うんです。自治会関係については、公開する、つまりこの名簿を明らかにして事前に示す、幾つかの諸条件を踏まえて対応していくということの意味で自治会が出てくるんだろうというふうに理解しましたが、まずその誰がつくってどう運用するかという、もう一度流れを、簡潔で結構ですが、主体をはっきりさせてください。

○防災安全課長（細野雅央君） 名簿をつくる主体は市でございます。この名簿を使って、例えば自治会とか、あるいは民生委員とか、もちろん警察、消防にあらかじめ同意を得られた方については、その避難行動のための行動というか、範囲内であらかじめ名簿を事前に提供して、実際に避難のための支援をする方はそれぞれ自治会であったり民生委員だったり、もちろんそこに支援が得られない方は市とか消防とか警察も入りますので、助けるというか避難を支援する主体については、いろんな主体が考えられます。今考えておるのは、自治会、民生委員、消防団、それから常備消防と警察ということを考えております。これにはもちろん市の職員も当然入るのは言うまでもないことだと思います。

○委員（伊藤健二君） そこで、まず市が主体だということはわかったんで、市が持っている情報を効果的に有効に使って、適正に名簿をつくるというのはいいことなんで、それは大い



にやっってくださいというだけの話だと思うんです。問題はそこから先で、どういう形でリストをつくって、それをどういう形で一般市民に開示するか、公開するかという、そのところで少しひっかかるものが出るんですね。

というのは、民生委員だとか等々の地域の協議会があって、既に災害弱者を把握しようということで、これまでも名簿づくりが促進され取り組まれてきたという経過があって、その内容を少し飛び越えた内容で、法のほうが後追いで高いレベルを今度は押し出してきたということで、各地域の自治会あるいは民生児童委員の協議会のメンバーや、またそういう形で協力しようとしている自主防災の取り組みの諸団体は、市から情報提供されるのを待てばいいのか、何か今やっている作業との兼ね合いで新しい作業工程が発生するのか、その辺が余りちょっと見えていないんですよね。その辺は何か考えていますか。

例えば地域は、一番最初に自分の経験でいきますと、土田のある自治会で5年ほど前に自主防災をつくって、まず名簿だけつくりましょうよといってやったのは、自治会の中のどこの班の何番目の班の誰が災害弱者で要支援だよと、対象者だよということを班の中で共有してもらい、それを年度年度引き継いでいくというようなことをやったんです。その後から市の福祉課が出てきて、自治連合会の会場の場でも提起がされたりして、徐々に名簿の内容が濃くなっていくわけですが、市が持っている行政情報というのは、あくまで氏名と住所と性別と、それから今個別に出てきた障がい者であれば障がい者の等級であるとか何とかとか、そういう問題になるんですが、それは決してある自治会の班別の所属になっていませんよね。ですから、得られた情報を具体的にリストとして完成させる作業がどこかで要るわけなんですよ。もしくは、私の所属する土田の栄町であれば、栄町町内会自治会内に所属する人で障がい者名簿でリンクする人はこれだけということで、つまり名簿のリンクの問題について、技術的なプロセスをどこかで経ないといけないわけですよ。

今、市がつくろうとしているのは、例えばA地域、土田なら土田と仮定しますと、その土田の中で障がい者は何人と。全体では、みずから困難だと思われる人が約7,000人いるよと。①の要介護認定を受けている人が2,357人だと。こうやって全体像が出るけど、これは土田でいうと何人で、栄町でいうと何人でというふうに出てこないわけでしょう。把握することはできると思うんだ。だから、そういうリストをソートかけて同じ項目でひっかけて、全部を厳密なレベルを確定していくような作業、それまでは市はできると思うけど。つまり、全情報のリストを1回統合するという作業はどこかで要ると思うんですよ。それをやるというふうに理解を僕はしたんだけど、した後に、それを今度は各自治会単位なりにおろすときに、情報を開示するとき、このリストの中から該当する土田の名簿を土田の自治連合会長が拾い出ささいよというふうな話をするのか、これは土田の分ですからこの中から拾い出ささいよといって出すのか、そうじゃなくて、各自治会単位でこういうふうですよといってやるのか、そのときに初めて自治会外の人の問題が出てくるんですよ。

だから、いろんな問題意識があると思うんだけど、どういうリストをどのようにつくって、いつどういう段階から提示をしていくのかということと、今までやってきた作業との兼ね合

いはどうなりますかというのが少し不鮮明なんだけど、一遍には無理かなあ。もし話のできる範囲で教えていただきたい。

○防災安全課長（細野雅央君） 今考えているのは、このDですね、7,000人の避難行動要支援者を、135自治会がございますので、自治会単位にまず分けたいというふうに考えています。その中で、そういった該当者がいる自治会もあるかもしれませんが、ない自治会もあるかもしれませんが、E、いわゆる浸水域とか崖崩れとか、そういったところの該当をマーキングするか、何かわかるようにして、そこをまず最初に、最優先に取り組んでくださいというようなイメージというか、そういう考えでやっていけないかなあというふうに現段階では考えています。

○委員（伊藤健二君） はい。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

今の点でいうと、その名簿の提出先は、この第49条の11で避難支援等関係者となると思うんですけど、これをちょっと説明を追加してもらえますか。

○防災安全課長（細野雅央君） 避難支援等関係者につきましては、この第49条の11にありますように消防機関、これが可児市でいうなら可茂消防事務組合の南消防署、それから可児警察署、それから民生委員、これにちょっと社会福祉協議会と書いてありますが、今可児市で考えておるのは自治会、自主防災組織ということで、そういったところを避難支援等関係者ということで、まず機関ですね、そういった機関、組織に避難支援等関係者になってもらいたいというふうに考えています。

○委員長（山田喜弘君） ほかにありませんか。

○委員（伊藤 壽君） 災害時要援護者台帳ですが、今までありました台帳ですね、それと今後、この表でいきますとDというのをつくっていかれるということですが、福祉のほうの地域福祉計画にも出てくるんですが、それとの関係はどうなってくるんですかね。お願いします。

○防災安全課長（細野雅央君） これまでの地域福祉計画の中には災害時要援護者台帳をつくるということであったと思うんですけども、今回災害対策基本法の改正がございましたので、今福祉サイドともすり合わせをしておるんですけども、幾つか名簿が混在すると非常に扱いにくいですし、国がこの避難行動要支援者名簿という一つの新たな概念を打ち出してきましたので、可児市においては、このDに係る名簿をつくるということで、Bについては、今後は福祉課のほうでは災害時要援護者台帳というのは更新はしません。けれども、ここに登録されている方は、特に民生委員の日ごろの見守りの中でも支援をいただいておりますので、防災ということに限らず、地域福祉という観点で引き続き、台帳とかそういう名簿はこのBの部分についてはなくなりますけれども、民生委員による支援は引き続き行っていくということになるかと思えます。

○委員長（山田喜弘君） その他よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

なければ、協議題1を終了いたします。

続いて、協議題2. 消防団の処遇改善について、執行部の説明を求めます。

○総務部長（古山隆行君） それでは、2点目の消防団に対する処遇改善についてでございます。

これにつきましては、地域防災力の向上が、大規模災害においてはとても大事で、求められているということでございますが、それは自治会や自主防災組織と並んで、その中核たるのはやはり消防団であります。したがって、消防団の処遇についてはできるだけ改善をしてその労に報いたいということ、そのほか国のほうからは、装備の近代化ですとか加入促進ですとか、あるいはインセンティブのための特典のようなものですね、さまざまやってほしいということが来ておりますが、今回3月議会において、この処遇改善のうち報酬額と、それから費用弁償の火災や水害のときの出動の手当、それから著しい負担をかけるような特別に大きな災害ですとか、長期間に及ぶような災害等についての特別手当、そういったものを改善するように条例を改正したいということで今検討をしておりますので、その途中経過について報告をさせていただきたいというふうに思います。

○防災安全課長（細野雅央君） 資料番号の2をごらんください。

あくまでも3月議会で、また委員会で審議をしていただくわけでございます。きょうのところは、こういった考え方でいるという説明にとどめさせていただきたいと思いますが、今回、この費用弁償であるとか手当についての改正の理由でございます。

まず報酬につきましてはですが、やはり消防団員、団長から団員のそれぞれの階級がございますけれども、それぞれ報酬単価のバランスを考慮したということでございます。団長から部長につきましては、幹部とか、あるいは役員ということですので、当然監督者としての業務がございますし、いろんな会議、あるいは自治会等との打ち合わせとか、交渉、そういったものも当然ございます。したがって、こういった方々に対する報酬はおおむね現行どおりでいいのではないかとこのように思いますけれども、班長とか団員については、どちらかといえば現場で本当に汗を流して実働部隊として非常に頑張らせていただいておりますので、そういった活動が中心であるということも鑑みまして、ちょっと活動内容を考慮すると、やはり部長との差もありますし、ちょっと低いのではないかとこのように思った次第でございます。

それから、費用弁償です。いわゆる出動手当につきましては、今部長も言いましたように、非常に心身に対して大きな負担をかける場合は特例を設けるとのことと、通常のいわゆる災害時の出動のバランスについても考慮したところでございます。

改正の見直しの案でございますが、まず報償額の見直し、班長と団員の単価、網かけがございまして、現行よりも、班長については3,000円、団員については7,000円ということで、ほとんど班長、団員の差がないようにしたいというふうに考えております。

それから、費用弁償につきましては、水害、火災等のいわゆる災害出動時については、こ

れまで一律1,500円でしたけれども、やはりリスクがあるということも考えまして1,800円とし、その中でも特に著しい心身負担があるときには5,000円とするというふうにしたいと考えております。

それから、費用弁償の運用的なものです。今は出動1回につき1,500円ということで、これが1時間の出動であろうが24時間の出動であろうが同じということですが、やはりおおむね8時間というのが、一つの企業とかにおいても社会通念上1日当たりの労働時間だろうということで、これからは8時間ごとに出動1回ということで、例えばかつての鳩吹山火災のときに、非常に長時間、十何時間やったという場合、例えば16時間、まあちょっと16時間連続でやれるかどうかというのはちょっとあれなんですけれども、例えばそういう場合は2回分というふうに払えるようにしたいというふうに考えているところでございます。

あくまでこれは現段階での案ですので、また審議等は3月議会をお願いをしたいと思えます。以上です。

○委員長（山田喜弘君） 特に御質問はありますか。

○副委員長（板津博之君） 本当にいい案だと思います。

1点だけ、この著しい心身負担ありと市長が認めた場合とあるんですけど、例えばどういったことが考えられますでしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） これは、実は東日本大震災で、特に東北地方の仙台とか宮城県とか、それから岩手県、それから福島県で改正をした例があるんですけども、1つは災害救助法が適用されて、おおむね一月以上ずっと毎日のように活動するような場合であるとか、それから福島県のほうのある自治体では、放射線量の高い、いわゆる帰宅困難区域で何かその作業をやるようなケースについては、通常よりも上げるというような事例がございましたので、おおむねそういう方向で今考えているところでございます。

○委員（伊藤健二君） 今の例示にかかわって、水害のときに被災者を救出するということが長時間探しましたよね、人捜し、7・15豪雨災害のときね。あのときはまだ排水作業も含めて団員も頑張っていたし、翌朝10時ごろに土田公民館へ集められてまた対応したときもいましたよね。土田の分団を初めとして、結構全団招集がかかっていたと思うんだけど、ああいう長時間のようなものは、こういう著しい心身負担という形の概念にはまるのか、もうちょっとその辺わかりやすく示してほしいと思うのですが。

○防災安全課長（細野雅央君） 今の7・15豪雨災害のような場合については、この著しいには当てはめないというふうに考えています。そのために8時間ごとというのを新たに設けて、活動に対して報いるというふうに考えたいと思います。本当にこの著しい心身負担というのは、もっとさらに大きな災害を想定しているというふうに考えています。

○委員（伊藤健二君） そうすると、さっきの山火事の話も、連続する場合があっても8時間ごとに1出動ということだから、16時間になれば2出動だというカウントをするという形で、それはそういう形の評価の方法をとるという概念でいいわけですね。

○防災安全課長（細野雅央君） はい。

○委員（伊藤健二君） 続いて、もう1つの別の論点なんだけど、これまでの議会内からの執行部への質問で、評価を上げてくれということで、12月議会でも出ていたのかなあ、基本的には差はあんまりないということで基本見地に立っていたんだけど、今回大きく切りかわる直接のきっかけになったのはどういうことかという関係と、それとの関係で交付税単価、参考ということで出ていますけど、これは前からずっと交付税単価はあんまり変わっていない状況なんですか。そうすると、班長の場合で、交付税単価の参考値よりも1,000円アップした状態が新単価を今想定しているという考えになるし、団員でいうと500円アップという格好なんだけど、その辺何か大きく切りかわるきっかけになった内容というか、班長、団員については大幅な改善になると思うんだけど、そういう考えの基本は何だったんでしょうか。

○総務部長（古山隆行君） 12月議会では山田委員長の御質問に対して私が、現状の可児市の単価というのは、多い部分もあるし、低い部分もある。出動手当も市町村によってもばらばらということで、なかなか一律に単価で比較するというのはしにくいということがあります。国のほうは、委員長も確か御提示だったかもしれませんが、出動手当1回7,000円というふうに国は言っているんですけど、これで可児市がやったらそれはべらぼうになってしまうとあって、日本中多分7,000円なんていうところはほとんどないような、少なくとも可茂地区では見たことがないと、今回の特別なものでも5,000円になるわけですから。ということで、単価だけの比較は難しいので、実質1人当たりの支給額ですとか、そういったものを見たときに遜色はないというふうなことでお答えをいたしまして、そのことは今も変わっておりませんが、改めてこれを見たときに、この改正理由に書きましたように、班長と団員のところが、やはり現場での労苦に対して単価が低過ぎるのではないかというバランスを見直すということで、もちろん交付税単価も一つの参考になって、この部分だけをバランスを修正するというをしたいということがあります。

もう1つには、これは直接きっかけとして上げているわけではございませんけれども、ちょうど12月以降は新法が公布されて、やはり日本中が消防団に対する処遇について大きく状況が変わってきている中で、より可児市は積極的にこのあたりを見ていきたいということでございまして、そういうのが全体として今回見直しの原因、きっかけとしておるといってございまして、

○委員（酒井正司君） 大体理解できたんですが、やはりこの班長と団員との差ですよ、ここにやはりちょっとこれだけなのかなあと。実際やっぱり現場を見たり、それぞれの行動を常に接したときに、やはりまずは経験で班長になるのにある程度の実績を踏まれて班長になられ、そしてそれなりに責任感を持ってやっておられるように思うんです。ただ、今おっしゃるように、きっちりした数式があって当てはめるわけでも何でもありませんが、ただ何ていいますか、やっぱりやる気を起こすのに、この果たして1,000円という差がどうなのかなあという。僕は本当に個人的な直感で思ったんですが、やっぱり責任を感じていただく、あるいは年数のある程度積んでそこまでなられてという、何かこう次の部長の手前という位置で、入ってきた方と1,000円しか差がないのかよというのが、本当言うと果たしてという、

ちょっといかがなものかなあと思うんで、この辺はどうなんですか。現場のそういう意見集約といたらあれですが、現場の声なんかもある程度反映されている数字でしょうか。

○防災安全課長（細野雅央君） 実は、昨年12月ぐらいから、各消防団の若い人を集めて、いろいろ本音トーク、報酬だけでなくいろいろ、今なかなか手がいない、何で入らないのかとかいうようないろんな意見をちょっと聞いている中で、やっぱり団員、班長も含めて、それはお金はたくさんというか、多いほうが良いとは思いますが、僕らはそんなに金銭が目的というか目当てでやるのではなくて、やっぱり本当にボランティアで頑張りたいんだよというのが本音みたいなどころがあるんですけども、じゃあ現状のままでいいのかというところもありまして、今部長が言いましたように新法のこともある、そういったきっかけを踏まえて、今回はそれぞれの階級ごとにやっぱりそのバランスをとった金額を考えると、おおむねこのぐらいの数字になるのではないかと。まあ確かに、じゃあ幾らが適正かというのは、はっきりいって基準があってないようなところがあるものですから、結果的に交付税のような単価に近い金額になるんですけども、こういったことについては、団員の意見も聞きながら、幾らがいいとか悪いとかそういうことではなくて、やっぱりそれなりに貢献に対してやっぱり市は応えてあげる必要があるんじゃないかなあということで、ちょっとこの数字を上げさせていただいたというところでございます。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

○副委員長（板津博之君） 私も現役の団員でございますので、確かに現場の意見はそういう意見もあるということは承知しております、1点だけ、可茂消防事務組合に加盟されている近隣の自治体とのバランスということは、これは恐らく可児市単独のものだとは思いますが、そういったことも情報を仕入れられておるのかなあということの一つ確認したいんですが。

○防災安全課長（細野雅央君） 県内の状況は調べてはありますけれども、やっぱり結構ばらつきはあって、平均とかそういうのでは出せるんですけども、やっぱり個々で見ると、非常にやっぱり地域性もいろいろあって、一概にここが参考になるとかいうものではございません。手当なんかでもやっぱり結構ばらばらなところがありますし、中には手当なしで報酬の中に全部含まれるという、そういうところもあるものですから、一応可児市はこれまでのこの歴史とかをベースに、今回こういう数字とさせていただいたというところでございます。

○副委員長（板津博之君） 手当って費用弁償のことですか。

○防災安全課長（細野雅央君） はい、そうです。

○副委員長（板津博之君） じゃあ、一つの試金石じゃありませんけど、可児市のまたこういう報酬の見直しは、また近隣の自治体にもいい影響を与えればいいかなあというふうに思っております。以上です。

○委員（小川富貴君） 本当に消防団の人たち、御苦労さまだというふうにも思っております。

この交付税との関係を、私初めてこれを見たんですけれども、団長、副団長、分団長がそれぞれ10万円、8万円、7万円と来ているんですけど、要するにさっきの御説明では、いろんな会議に出たりというような御説明があって、当然長いことやっていてその知識を若い人たちに伝えてくださっているという役割、それらの分として見込まれていると思うんですけど、交付税から見ると、上のほうの人たちには交付税単価よりも多く、下のほうの人たちには交付税単価よりも低くみたいな形で組まれていた。今回見直しでそうじゃなくなるようですけれど、ここら辺は交付税に見合った形で持っていくというようなことは難しいんですかしらね。

○防災安全課長（細野雅央君） 交付税につきましては、基本的にその各市町村の基準財政需要額を算出するために国が便宜的に出した数値ですので、必ずしも交付税単価にニアリーにやらなければならないというものではございません。たまたまこういう数字が並んでおりますけど、考え方としては、じゃあ下のほうが今まで低いから下のほうを上げて、上を下げるという選択も当然、もし交付税に沿うならばという方法もあるんですけど、交付税がこういうふうだから、この交付税を基準に上げるとかいうことではなくて、現行の団長から団員の報酬についてトータル的にバランスを加味して、たまたまこういう数字を出したということですので、交付税に合わせたとかそういうことではございません。

○委員（小川富貴君） 板津委員がおっしゃったように、消防団の方たちの若い方から団長から含めて現行でやっていらっしゃる方たち、退団される方も含めてなんですけど、できるだけ細かな意見聴取がたまっていくというような仕組みも必要ではないか。報酬だけに限らずですよ、いろんな待遇なんかも含めて、そういった意見をためていくということが、こういうことをやる時にも大きな力になるんじゃないかというふうに思います。

一番最後、8時間ごとに出動1回とするというのは、これは9時間でも2回になるわけですね。8時間30分でも2回になるわけですね。じゃあ別に16時間でなくても。

○防災安全課長（細野雅央君） 今、案といたしまして、8時間を超えて、その次のいわゆる9時間目ですね、1時間に満たない分については、それは1回。ですから、9時間目からは2回ですけれども、例えば極端な話、8時間5分とか8時間10分というふうに、8時間を超えた部分が非常に短時間のものについては、1時間を一つの基準として、その1時間を超える9時間目からを2回目の単価とすると。したがって、9時間未満は1回ですし、17時間未満は2回というふう、そういう考え方です。

○委員長（山田喜弘君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで、協議題2を終了いたします。

総務部長、防災安全課長は退席していただいて結構です。

続きまして、協議題3. 可児市農業委員会委員の改選についてを執行部から説明を求めます。

○企画経済部参事（荘加淳夫君） それでは、本日の資料3のほうをごらんください。

可児市農業委員会委員改選に伴うお願いでございます。

本年7月19日土曜日をもって、農業委員が任期満了となります。議会では、農業委員会等に関する法律第12条2項によりまして、議会より4名以内の推薦をいただき、選任をいただくことになっております。

詳細につきまして、農業委員会 山口課長より御説明をいたします。

○**農業委員会事務局課長（山口 功君）** それでは説明させていただきます。資料に従いまして説明をさせていただきます。

ただいま参事が申しあげましたように、ことしの7月19日で任期が切れます現委員でございますが、現状としまして、農業委員の数は19名でございます。内訳はここにありますように、選挙による委員が13名見えます。議会推薦による委員が4名。それで、あとは土地改良区、農業協同組合の推薦がそれぞれ1名ということで19名となっております。

現在の動きとしまして、次に米印で書いてありますが、可児市に対しては女性委員を2名選出するよう要望ありということで、やはり男女共同参画の絡みでございまして、各市町村に1名以上、できれば2名ということで女性委員をつくってくれということで、今、全国的なものでございますが、依頼が来ております。現状は、後、名簿もついておりますが、可児市は1名お見えでございますので、もう1名、もしできたらなということで、これは地区に対してもお願いをしていくところでございます。議会選考委員会としましては、平成23年度は、10名の方が委員として地区別で決めていただいた経緯がございます。これも後ほど参考資料で説明をさせていただきます。

日程でございますが、2月3日、きょうでございます。総務企画委員会で依頼ということになっております。2月17日にございます議会運営委員会、それから議会全員協議会で改めて御依頼いたしまして、選考委員の選任から始めていただきたいと思いますと思っております。ざっとした日程でございますが、3月以降、選考委員の選任を議会のほうでしていただきまして、6月になりましたら、選考委員会を随時開催しまして、議会推薦予定者の選考に入らせていただきたいと思いますと思っております。ことしの場合、6月29日または7月6日ごろには投票日が決まるということになってまいりますので、その前に告示日の段階で選挙があるかどうかという問題になってくるということでございます。任期が7月19日であるということで、臨時議会をこの日までに開催していただきまして、議会推薦者の承認をいただくという行為がでございます。それで決定をしまして、7月22日、農業委員会の初総会ということで、新しい委員の仕事が動き出すということになっております。日程としてはこういうことでございまして、また改めて議会運営委員会、議会全員協議会のほうでこのあたりは説明させていただきますと思っております。

1枚めくっていただきますと、2ページ目でございますが、これは、根拠法令でございます。農業委員会等に関する法律の中で、選挙による委員のことは第7条に書いてございます。選任による委員としまして第12条、議会におきましてはこの第2項でございます。学識経験を有する者4人以内ということで、4名の方を御推薦いただくという流れになります。



3 ページ目でございます。これが現在の委員でございます。網かけをしてありますのが議会推薦の方でございます。どういうふうに決まっていくかといいますと、やはり地区の選挙人、立候補者ですね、この方が何人できるかということがまず一つございまして、地域の動向を見ながら、その中で議会推薦に移す方、それから議会のほうで探していただくこともあり得るかもしれません。これは地区の動きによっていろいろ状況が変わってまいりますので、6 月以降の選考委員会の中では、そういった動きを我々のほうから御説明させていただきながら、状況に合わせて決めていただくという流れになってまいります。

4 ページでございます。こちらが参考資料でございます。平成23年、それからその前の平成20年の議会選考委員の名簿でございます。この決め方につきましてはお任せいたしますので、地区割りなり、そういう形になるかと思えます。

最後、5 ページでございますが、こちらは可児市農業委員選挙人数の推移でございます。見ていただきますと、特に合計をずっと見ていただきますと、年々農業者としては減ってきておりまして、今後の農政の、育成につきましては、やはり新しい農業委員のいろんな御活躍、責任のほうも大きくなっていくのかなあと考えておりますが、いろんな農政の動きの中で、こういう問題も含めてどうするかという動きになっていくのかなあと考えております。

以上、可児市農業委員会の改選につきましての御説明でございました。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） では、御質問ある方。

〔挙手する者なし〕

なければ、協議題3を終了します。

執行部の方は退席していただいて結構です。

〔発言する者あり〕

小休止しますか。

休憩 午後2時08分

---

再開 午後2時09分

○委員長（山田喜弘君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議第4. リフレッシュルートについて執行部の説明を求めます。

○企画経済部長（加納正佳君） それでは、よろしくお願いいたします。

本日の資料番号4ということでお配りをさせていただきました。2年前からリフレッシュルートについて検討を重ねてきまして、やっと結果を出してきたというところでございまして、この資料の表紙には「Kルート」ということで、K a n i C i t yということで載っておりますが、中で説明をさせていただきますが、余り通称名で、呼称リフレッシュルートにつきましては特徴がないというようなことから、Kマナーがはやっておりますけれども、Kルートということで、K a n i のKを、頭文字を取ってKルート、リフレッシュしていただけるコースということで紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料を1 ページめくっていただきますと、Kルートとはということで書いてあります。御

承知のように、身近にある公園や旧跡、四季折々の風光明媚な景色等々、市内には数多くのスポットがあるということをごさいます、こういうものを利用しながら歩いていただき、もしくはサイクリングをしていただくということになりますと、心の安らぎというものが求められるということで、今後の若い人が住んでいただけるには、魅力を発信していくという面では必要ではないかということで検討を進めております。これは市の財産ということで、いろいろ観光スポット、それから身近なところで余り紹介されないようなスポットがございますので、こういった市の財産を大いに、歩くことによって見つけていただき、さらにはそういうものを結んだところで楽しんでいただければというふうに考えております。そういったルートを選定してきたということをごさいます。

リフレッシュルートの利活用に向けた施策の展開ということをごさいます、これは本当に市民の皆様方に知っていただき、活用いただく。ひいては市外からのお客さんも、可児市のよいところを見ていただき、歩いていただくというのが本来の目的であるということにしております。ルートの名前は、先ほど言いましたですけれども、一般的な呼称であるリフレッシュルートではなく、やはりちょっと特徴を持たせて可児らしさを出す、可児を売っていくという面から、可児の頭文字を取ってKルートということで進めていきたいと、皆さん方もよく覚えていただける名称ではないかというふうに考えております。

取り組みの背景、先ほどからも言っておりますけれども、やはり人口減少になってきているということと、少子・高齢化、特に若い人が可児に住みたいというようなところにしていくには、一つの政策としてこのKルートを広めていくと魅力づくりにもなるだろうということから、歩くところはもちろんでございますが、ルートとしては一本でつながっておりますが、なかなかわかりにくいということで、13の推奨コースということに分けております。そのコースの中には、歩くことしかできないところもありますが、ほとんどのところがサイクリングでも出かけていただいても大丈夫ですねと、通れますねというところも一緒に合わせて提案しておりますので、そこら辺も見ていただければいいのかなあというふうに思っております。

2ページの中ほど、ルートの設定に当たりまして気をつけてきたと思ったことということで、紹介しております。1つには、市の魅力を感じるルートである。そして2つ目には、心身のリフレッシュができるルートであるという考え方のもとに進めております。ただ、具体的な、真ん中に書いてございますが、ルートを選定に当たっては、現在または将来的に可児の顔となり得るような観光的なスポットを結んでおるということをごさいます、できるだけ交通量の少ない安全な道を選びました。それから、トイレ休憩ができる道、景色のよい道、人通りの最低限ある道、多少のアップダウンがあるルートもおもしろいなあということで入れておりますし、発着地点に駐車場がある、それからトイレがあるなどのさまざまな要素を取り入れて設定してまいりました。加えて、鉄道駅を意識する、または含めることで、将来的に、先ほど言いましたように、市外からも楽しみにしてこられるようなルート選定ということで、鉄道の利用促進効果も図りながらといいますか、夢見ながら、そういったところで

使っていただけるといいなあというふうに考えておるところでございます。

また、Kルートにつきましては、スポットをめぐるルートの総称でありまして、1本であるということですが、全体を1本のルートとして提案するだけでは楽しみ方も伝わってこないというようなことから、スポットを活用し、市の魅力を感じるルート、そして心身がリフレッシュできるルートなど、歩くことを前提にした、ある程度の距離もあり、特徴を示した推奨コースとして、13ということコースの設定をしております。その下につきましては、先ほど説明をさせていただきました。

3ページにいきますと、今回このルートを紹介するという目で見るわけですが、歩行上問題がある箇所については迂回するなどということで配慮しておりますし、それらの地点が歩行に支障を来さない状況に整備された場合に、順次ルートを微調整して変更してまいりたいと。きょうはお出しするものが、全て公表はしますけれども、完璧なものではない。それから、整備についてはこれから考えていく、皆さん方の意見を取り入れながら微調整するところについては、ルートの変更はしないつもりでおりますけれども、微調整はさせていただく。そして、案内看板等々のそういった整備については、これから平成26年度以降、頑張っってやっていきたいということでございます。

それからもう1つは、まだこのルートが完璧に、13コースが全てかと言われますと、まだ観光スポット等々につきましては整備中、または将来的に整備される可能性のある観光スポット、こういったものも考えられるわけでございますので、これらのスポットを結ぶモデル構想については、ミステリアスコースもこれからあるよということで、ちょっと皆さんに期待を投げかけて、そういったものがある場合には、今後このルートに随時コースを加えて紹介をしていきたいということで、いつまでに完璧な可児市のKルート、リフレッシュルートがこれだということじゃなくて、微調整あり、そして皆さんの意見を聞きながら、最終的に追加コースも考えていったらどうかなあということで、含みを持たせておるところでございます。

それから、真ん中ほどに書いてございます、既存の目的別ルートの整理ということでございまして、既存のいろいろなウォーキングコース、歩こう可児302、文化財の散歩道、東海自然歩道等々ございますが、今回のこのKルートの選定に当たりましては、その書いてございますルートも考慮し、そして設定を行ってまいりましたけれども、それでもなかなか目的ですとか、地域性、そうしたことが多種多様なところがございまして、全てを網羅したルートを公表するのではなくて、Kルートは市の一押しであるというところで紹介をさせていただきたいと思っておるところでございます。

それから、先ほどから言っておりますが、この公表、一応きょう皆様方に聞いていただき、ほかの議員の方々にも紹介をさせていただき、そして今後、広報紙、それからホームページ、余りにも量が多いものですから、広報紙でルートは紹介できても、その内容、これからちょっと説明しますけれども、なかなか一遍に見ていただくことができませんので、ある程度のまとまったもので、公表用に、こういうことを考えましたから紹介しますということで、皆

さんの意見を今後聞いていきたい、それで微調整も図っていききたいということで考えております。

それから、それがまとまりましたら、次年度になるかと思えますけれども、パンフレットの裏表で、大きな地図みたいなもので紹介して、そこに財政のことも考えまして、近隣の商店の皆さんだとか市内の業者の皆さんに協力をいただきながら、広告も載せながら、マップとか地図、そういうものにつくりかえていくと。それで、最終的に発表していききたいと、市外に向けてもそういうものを活用して推進を図っていききたいというような考え方でございます。

4ページには、今言いましたようなことが書いてございまして、市民の立場からは、やはり歩こう可児302運動にKルート候補として活用していただいたり、自宅付近で歩いていただいたり、一部でも結構ですのでこのKルートを使って、親しみやすく、そして行ったことのないところまで足を延ばしていただくというような活用の仕方がふさわしいんじゃないかということを考えております。

行政は何をするかということについては、発表しただけではだめですので、ある程度の整備をしていきますし、看板等も順次つけていくと。それから、安全なところを確保するのが全てについてなかなか一遍にできませんので、特に危険な箇所や何かの整備もしていきながら、いろんな行政事務の中で、このルートと並行して何かイベントができたらいいなあとか、そういうことも考えていくと、幅ができるといいますか、活用の仕方、市民の参加も多くなるんじゃないかということを考えていきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。そこには地域交流とかイベントの利用など、そういったことを考えていきます。

一方、そのルートの周辺、もしくは沿いにある商業者の方、団体の方につきましては、ここを生かしていただいて、自分の店の商店のPRができるとか、それに参画すると何とか景品がもらえとか、そんなことを勝手に考えていただけると、より魅力を増す、ルート上で魅力を増すことになるんじゃないかということで提案でございますが、こんなことも進めさせていただきたいという思いでございます。

概略はそんなようなことで、正式に発表させていただくということと、これからも意見を取り入れながら、微調整をしながらコースも決定をしまいたいということでございます。

詳細の部分を、課長のほうからちょっと説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○総合政策課長（牛江 宏君） 今、部長のほうから、前段の4ページ部分ぐらいまで説明をさせていただきました。5ページ以降がそれぞれのルート、推奨ルートとして13ということをおし上げましたが、その13のルートを紹介した地図と、20ページ以降が今回の整備をどういうふうに進めていくかというところをまとめてございます。詳細のルートについては、ちょっと先に20ページ以降の今後の整備の方針みたいなものを説明させていただいた後に、個別に行わせていただきたいと思いますので、先に20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページのほうでございますが、今後の整備方針ということで、まずルートの公表の流れ

を説明させていただきます。

本日、2月3日でございますが、総務企画委員会ということで御説明させていただきます。3月中をめどに市民に向けてのルート公表をして、意見聴取を開始したいと思っております。先ほど部長から申しあげましたように、最初から全て印刷物で配布して皆さんに御意見をお聞きするというのもなかなか難しいということもありますので、ホームページでとかフェイスブックで、まずはデジタル的な便を中心とさせていただいて、ただ全員の方にそういうデータが手元に届くわけじゃございませんので、各公民館等にもルート等が見られるような何らかの紙媒体も用意させていただいて、意見の受け付けができるようにしたいと思っております。その中では、見どころスポット情報やルートの要望などがいただければありがたいかなあと思っております。そんなことを参考にしながら、平成26年度に印刷物によるルートマップが何らかの形でお手元に届くようにできたらいいかなあというふうに思っておりますが、その際には、先ほど言いましたように、じゃあ1枚で大きなものでいいのか、携帯用にコンパクトに折り畳めるのがいいとか、そんなような利用度も考えながらつくっていければいいかと思っております。

それからルートの整備でございますが、こちらのほうは、これも先ほど言いましたように、ルートの確定とか周知はもちろんしていくわけでございますが、その中で、看板の設置、それから距離表示、これはあくまでもある地点からということになりますけれども、そこからスタートした距離表示を書く。それから、危険箇所の軽易な修繕等も行いながら進めたいと思っておりますし、これは前回にも御説明しましたように、フェイスブックを今始めております。「かにすき」ということで、非常に多くの方がそこにかかわっていただいておりますので、そういうところをもとにしながら、お気に入りの風景や絶景をリアルタイムに投稿していただいて、可児市のよさがそういうところを出せていけたらいいかなあというふうに思っております。それとともに利用者の意見もお聞きしながら、次年度以降に生かすという作業が出てこようかと思っております。

平成27年度以降はルートの充実ということで、平成26年度同様な内容に加えまして、スマートフォン、携帯電話等のカメラ機能を使って何かできないかということで、これも案ということで後ほど説明をさせていただきますが、そんなことも考えていきたいということで、最終には、下にありますように観光ランドデザインとの連携を図る。市のイメージカラーとも連携させながら、可児市のKルートというのが前面に出せればいいのではないかとこのように思っております。

21ページでございますが、年度別の整備内容でございます。今申し上げたところが大半でございますが、平成26年度につきましては、案内看板、これは後ほど説明しますが、6コースほどですが、これは重なっておるところがあるので6コースにしてございますが、実は3コースほど。それから距離表示が3コースほど。それから、路面補修や柵設置などの修繕が3コースほどということで、これはあくまでも今の段階での予算要求ベースでございますが、300万円ほどを予定しておるところでございます。それから、平成27年度以降については、

それを引き続き行うということで、進めてまいれたらというふうに思っております。

じゃあ、具体的にどんなようなことで魅力を高めるのかというのが22ページ以降でございまして、魅力を高める利用促進案ということで、これは決まっておるわけじゃございませんので、これが確定ということではないことだけ御承知いただきたいと思いますが、ルートの距離表示というのをまず入れて、歩く方がどれぐらい自分が歩いたかというのがわかるように表示ができればというふうに思っております。これは平成26年度に一部予算要望しまして、二、三コース、これは先ほども言いました、6のコースがありますけど、大半が2つのコースに重なった部分をスタート、もしくは帰着点にしたいということで、3コースほどということで上げてございます。

それからその下が、携帯のカメラ機能を用いたKルートの魅力を出すということで、これはたまたま関ヶ原でこんなようなものを行っていることで上げさせていただきましたが、カメラをかざした方向で、観光スポットが表示されたり、実際に記載されていないような情報がプラスで見られるというようなことも一部ではやってみえるようですので、うちもそんなような楽しい機能ができれば、今の時代に乘った形でのPRもできるんじゃないかなあと思っております。これは遠い将来に向けてということでございます。

それから23ページでは、説明看板の設置ということで、せっかくモデルコースとして推奨コース13を上げますので、そこにどんなコースかというのを紹介できるようなものを上げていきたいということで、これも3コースほど平成26年度には予算要望を上げさせていただきました。

それから、リフレッシュルートのロゴマークなどを作成して、PR、周知をしていきたいということでございます。

それから歩いていただくということで、観光スポットは幾つかあるわけでございますが、楽しい仕掛けもぜひ入れていきたいということで、下の2つについては、特別な部分で取り入れた要素ですので、そのままをというわけじゃございませんが、例えばハートストーンというようなもので、それを見つけると幸せになるよというような、そんなような仕掛けをするとか、これはUSJの中にだと思いますが、横断歩道に立体的に見えるものがあるようですので、こんなようなものもつくれるといいんですが、それぞれ特許とかいろいろあると思っておりますので、今後探していきたいというふうに思っております。

それから、24ページでございます。魅力的な癒やし空間づくりということで、自然風景そのままを楽しんでいただくというのが大前提なんですけれども、将来的にはそういうところに人工的なものを取り入れながら、安らぎを感じていただければいいのではないかなあとということで、そういうことも考えていきたいとか、くつろぎの空間づくりということで、木陰やベンチもあってもいいかなあと思っております。

それから、市民が参加し進化するルートということで、コンテストなんかも行いながら、ルートのよさを発信していてもいいかなあとということを思っております。

それから2つ目に、安全に歩いていただくための対策ということで、先ほど申し上げまし

たように、ルート自体に今危険箇所というものは、大きなものはないというふうで設定はさせていただきましたが、何せ河川沿いなんかですと柵があるわけじゃございません。それから、横断する部分も多少危険なところがございますので、そういうところについては注意喚起をしていきたいというようなことで、そのような注意看板の設置も考えておりますし、路面につきましても、当然長い間維持されていなくて、多少穴があいていたりするところがあるようでしたら、そういうところはちゃんと整備していきたいというふうなことで上げさせていただきます。

25ページが今までの経緯でございます。平成24年度の9月から始めまして、調査のほうは平成24年度に終わっておりますが、平成25年、10カ月かけてここまで来ましたので、その辺はかなり練り込んだものということで御理解いただければなあということで、個別のルート説明に入らせていただきます。

それでは、5ページに戻っていただきたいと思います。

済みません。お手元が、実は5ページの一覧と次の6ページ以降の地図を比較しながら見ていただかなきゃいけないので、あちこちしますがよろしく願いいたします。

全体ルートは、今申し上げましたように13ございます。基本的には、東のほうからずっと番号をつけまして、最終兼山の13までつけてございます。その中には、コースの概略。それから起点、終点。これは基本、公民館とか市の施設が大半、一部ふるさと川公園のトイレ休憩場所とかも含めておりますので、そこら辺、ある程度駐車場なりトイレ等があるという前提の地点となっております。それから、コースタイトルは一方的にうちのほうでつけさせていただきましたが、何とかを楽しむとか、何とかを楽しみながら散策するというようなイメージで出させていただきました。観光スポットも、どんなところがあるかということで上げさせていただきます。その隣に、じゃあサイクリングや電車がどう使えるのかどうかということで、特にサイクリングについてはお勧めが二重マル、ある程度使えるよというのがマル、それから実際に階段とかがあっていけないところはペケという形にもしてございますので、参考にしていただけるかと思います。それから、電車の利用ができるかどうかというようなことで、駅も含めて書かせていただきました。それから距離につきましては、それぞれの距離が書いてございますが、地図のほうにはこれが片道距離の場合と、周回して戻ってくるところがありますので、その辺も明記はさせていただきました。それから、平成26年度の整備予定ということで、先ほど説明させていただいたところでございますが、それが、どのコースを今考えておるかというようなことで、あくまでも候補案でございますが上げておりますので、参考いただければと思います。

全体につきましては、お手元の6ページの地図と前に出ております地図は同じものでございます。全体にはこんな感じで配置をさせていただいておりまして、可児川の河川沿いは中心の一つのルートということで考えておりますし、あと東のほうですと久々利、それから西のほうですと可児川下流のところから帷子方面、そして南のほうですとささゆりクリーンパークへ行く田園風景、北のほうですと兼山をめぐるルートということで、それぞれ全てをつ

なげさせていただいております。ただ、推奨コースの中に接続するルートについては入っておりませんので、推奨コースのどこにも入っていないところがありますので、そのところは、あくまでもサイクリングで長い距離を走りたいとかというときにそのコースを使っていたらいいんじゃないかということで上げさせていただいたところでございます。

では、一つ一つのコースを少し説明させていただきます。

実は最初にお断りをしなければいけないんですが、今の6ページの全体の地図、それから、それぞれのこの地図でございますお手元に配った地図ですが、これは基礎となる地図がなかなかいいものがなかったものですから、インターネット上のヤフーの地図を利用しております。ヤフーには基本、了解をいただいてこれをつくっているわけじゃございませんので、あくまでの内部資料としてつくらせていただいております。実際するときには、後ほどお見せしますが、公開したときにホームページで見ていただくのは、県のGISの地図から見ていただくということになりますので、これは作成段階で、皆さんに見ていただきやすいような形で何がいいかということで、この地図を使わせていただいたということで、御了解いただきたいと思っております。このため、この資料が後々一般に公表されるという地図になるものではなくて、一般に紙ベースで公表するときには、また別の形で下地となる地図をつくらせていただきますので、その辺だけ御了解いただきたいというふうに思います。

それでは、モデルコース1でございます。ここは、久々利の公民館を出発点としまして、久々利のまちの中のいいところを見ながら豊蔵資料館まで歩くという、片道5キロのコースでございます。コースタイトルとしては、久々利の町並みと美濃桃山陶の聖地を体感するというようなところがございます。ここは、御承知のように久々利のまちの中に非常に見どころがございます、地図の下のほうにあります。1から14までございまして、それぞれ見どころがあるということで、こんなようなところを候補としながら歩いていただいております。

ただ、途中見ていただいてもわかりますが、豊蔵資料館まで行くのもよしですが、少し外れて奥磯林道というのが、非常に春から夏にかけては若葉がきれいであったり、秋から冬にかけては紅葉がきれいであったりしますので、そういうところも外れて歩いていただいてもよろしいんじゃないでしょうかというような紹介も含めて、ぐるっと回れば最終の目的地である荒川豊蔵資料館まで行けるといようなルートとしても紹介をさせていただいております。

ちょっとここで、これは今申し上げましたように便宜上の地図でございますので、県のGISに載せたらどんなイメージになるかというのを見ていただきたいと思っております。

これが県のGISに落とした地図でございます。これは縮小も拡大もできますので、地図の見方によってはどういうふうでも見ていただくことは可能です。

今拡大をしておりますので、拡大をしますと、それぞれのルート上に、どこを歩いたらいいかというのが、詳細がわかるというものでございます。例えば今のスタート地点の久々利公民館を出発しまして、スタートすることができます。それで今表示されましたが、お手元



の資料にはちっちゃい写真で下側に書いてございますが、実際にはそういう地図は地図上には出てこなくて、それぞれの地点をクリックしていただくと写真と説明が出てくるという形ですので、この辺が実際デジタルで行うよさと、紙ベースにするときの難しさがあるかと思っておりますので、その辺を紙ベースにしていくには工夫はしていきたいと思っております。まずはホームページなりで公表していくには、このルートをURL、ホームページのアドレス的なものに行っていただければこれが見られるという、そんなようなスタイルに、可児市のホームページから見えるようにしていきたいというふうに思っております。それで、今申し上げましたように、スタートが久々利公民館、それからずっと久々利の町並みを見ながら歩いていただきまして、東のほうの荒川豊蔵資料館まで行っていただくというところで、これは非常に途中にも見どころが幾つかありまして、楽しんでいただけるルートではないかということで、一つ推奨コースとして上げさせていただきました。

それでは続きまして、ルート2でございます。これも久々利公民館を今度は発着点としまして、里山の景観とふれあいパーク緑の丘を楽しむというようなことで、田園風景を楽しんでいただけるルートとしてどうかなあとということで上げさせていただきました。地図につきましては、お手元に配付させていただきましたものと同じものでございますので、前のほうで見ていただければというふうに思っております。これは今申し上げましたように、見どころが多くあるというよりは、リフレッシュできる田園風景を歩くというようなものでございます。周回で7.2キロでございます。特に緑の丘に上がるには坂道も多いところがありますので、そこら辺についてはふれあいパーク緑の丘をショートカットするようなコースもあるのではないかとということで、点線もあります。それから、このルートについては、ほかのルートとの接点がありますので、ほかのルートもこの中に書き込みながら、そちらのほうとの連携を図って楽しんでいただくことも可能ですよというような紹介をさせていただいております。それから、少し小さくはなっておりますが、ふれあいパーク緑の丘では何か周回コースで歩けるようになっておりますので、そこも一緒に楽しんでいただくことも可能だということで紹介を入れたり、これから今整備をしたり活動していただいております我田の森の活用というのも将来的にはあるだろうということで、それも上げさせていただいております。ということでございます。

続きまして、モデルコース3でございます。これは明智駅を発着点としまして、周回コースで9.9キロ、約10キロでございます。明智光秀の里と花フェスタ記念公園周辺を散策するというので、これも見どころがたくさんあります周遊コースとなっております。途中には明智城址もございますし、花フェスタ記念公園もございます。時間制限、お金はかかりますけれども、花フェスタ記念公園の中を、東または西ゲートから入って横断して中を歩くというルートも当然考えられますので、そういうところはうまく使ってもらえたらなあということで考えたところでございます。

続きまして、モデルコース4でございます。モデルコース4は、ふるさと川公園を起終点としたものでございまして、これは可児川の上流方向へ歩くというルートでございまして、

水辺の清風を満喫するというようなコースタイトルで上げさせていただきました。可児川のふるさと川公園を出発しまして、それぞれ川を上流まで、明智の駅付近までは歩けますので、そこを歩いて帰ってくるというルートでございます。途中にはもちろん可児川の水辺がありますので、水鳥とかいろんなものも見えるというところでございます。もし長過ぎるよということでしたら電車で帰るということも可能だということで、紹介をさせていただきたいと思います。これは周回コースで6.5キロメートルでございます。

続きまして、モデルコース5でございます。これも同じくふるさと川公園を起終点としまして、今度は可児川の中流域を歩くコースでございます。距離的には周遊で4.3キロと多少短いところでございますが、これも上流部と一緒に水鳥とかに会うことができるというようなことで、非常に川を見ながら歩くのにはいいのかなあというコースでございます。一部、河川の堤防道路が全てきれいには整備されていないというところもございますので、一般道を通りながらの通行になろうかというふうに思っております。

続きまして、モデルコース6。片道4.6キロのコースでございます。これは、可児市文化創造センターから大河合流の地を目指すということで、木曾川を見ていただきながら、最終的には川合公民館まで行っていただくというコースでございます。川合公園とか川合考古資料館等を見ていただくことができるコースでございます。こちらについては、木曾川沿いが非常にいい風景がございますので、そういうところを見ていただくのが一番いいんじゃないかなあということで提案をさせていただいたところでございます。

それから次へ行きまして、モデルコースの7でございます。今度は、木曾川沿いを今渡から土田方面に歩くところございまして、清流のマイナスイオンと自然の奏でる音色に癒やされるコースということで、今渡公民館を出発しまして、可児川下流域自然公園までの片道4.7キロの距離がございます。こちらのほうは、御承知のように木曾川左岸遊歩道友の会の方々が整備されましたコースを入れて歩いていただけたところございまして、非常に遊歩道的な整備も進んでおります。ただ、一部は自転車等で進めないということで、この辺はサイクリングロードとしてはなかなか使いにくいので、将来的にはそういうことも含めての整備も考えられるところでございます。ここにつきましては、川の向こう側、美濃加茂市のほうに、堤防道路を遊歩道として整備されたところもございまして、そういうところを活用した周遊コースなどもございまして、一番終着となる可児川下流公園のところについては、春のカタクリ、秋から冬の紅葉等もいいところもございまして、近隣には温泉施設もございまして、いろんな使い方ができるんじゃないかということで提案をさせていただいたものでございます。

それから、モデルコース8でございます。これは、可児川の下流域を中心としたコースでございます。周回コースで9.5キロということでございます。かなり上流まで歩いていただくコースとして設定をさせていただきました。可児川下流のほうにはいろんな見どころがございます。鬼ヶ島や、それから桜並木、それから可児川苑の裏とかですと、水鳥が集まったりして、季節的には楽しんでいただけたところもあるということで、出させていただきます。

きました。そのほかに自然と人との共生モニュメントということで設置したところもございますので、そういうところも見ていただきながら歩くというものでございます。

続きまして、モデルコースの9でございます。これは帷子のルートでございます、のんびり歴史と自然を堪能するというところでございます。可児川下流の公園を出発、起終点としまして、周回コースで7.1キロメートルでございます。途中、ところどころ外れなきやいけないんですけど土田城址などもございますし、中には、西帷子のほうへ行くルートではなしに鳩吹山へ登っていくということで、鳩吹山の散策道もありますので、そちらを活用した利用も可能だということで、提案をさせていただいたものでございます。

続きまして、モデルコースの10でございます。帷子公民館を起終点にしまして、里山の景観とやすらぎの森を楽しむということで、ちょうど長坂の団地をぐるっと外回りを回るような感じになりますが、6.3キロのコースとなっております、一番南に行きますとやすらぎの森がございますので、その中へ、開園時間内ですと入っていただければ、もう少しプラスアルファで楽しんでいただけるのではないかとということでございます。もちろんやすらぎの森の中にはいろんな施設もございますし、その中でのふれあいパーク緑の丘と同じような距離程の設置などもまた個別にあり得るんじゃないかとということで、その楽しみ方もあるというふうなことも考えております。

続きまして、モデルコースの11でございます。これは新しくできました可児市運動公園をスタートにしまして、ささゆりクリーンパークまで行く田園風景を楽しむルートでございます。これは、途中なかなか観光スポットというものはございませんが、矢戸川沿いに上っていくことで、矢戸川の川のせせらぎ等を楽しみながら歩いていただけるルートというふうに思っております。途中、実は点線で少し描いてございますが、これは河川沿いが私どもの推奨ルートでございますが、西側に、すぐ隣に点線のルートがございますが、これは東海自然歩道でございますので、そちらを歩いていただくのも一つの楽しみじゃないかとということで、点線で描かせていただいております。

それから、モデルコース12でございます。こちらのほうは四季の自然を楽しみながら東海自然歩道を踏破するというところで、まさに東海自然歩道を中心としたルートということで、平牧公民館をスタートとして、ささゆりクリーンパークまでというルートで、一部今のコースと重なったところがございます。平牧公民館の手前は、出発点は、例えばもっと遠くして久々利公民館のところもあろうかと思いますが、距離が8キロというようなことで、片道でかなりありますので、その辺を考慮して、まず平牧公民館をスタートということで考えさせていただきました。

それから最後、モデルコース13ということで、兼山地区でございます。

兼山地区については、非常に城下町の見どころであったり、美濃金山城跡等もございますので、そこら辺をうまく回っていただければということで、森蘭丸ゆかりの城下町、金山城址を散策するというところで、これは城下1周4キロ、それから登山コースとして5キロということで提案をさせていただきました。それぞれ平たんなコース、それから金山城址へ行き

ますと非常にアップダウンがあるコースですので、それぞれの中で使い分けていただければと思いますし、どこを見たいかということでルートも変えられるのではないかというふうに思っております。

以上が、私どもから推奨する13のルートということでございます。先ほど部長が申しあげましたように、私どもとしては、Kルートとして可見市にはこういうルートがあるということで上げさせていただきましたが、その中で皆さんがどう使ったらいいのかというのを、まずは推奨ルートとして上げさせていただいたものでございますので、またいろいろ御意見などいただければと思います。以上でございます。

○委員長（山田喜弘君） 以上の説明で、御質問ある方ありますか。

○委員（伊藤健二君） 2点あります。

1つはコースの選定にかかわるところで、全てを網羅するのは無理なんだけど、あそのモデルコース、前のフォトビューアーで見るとモデルコース8と書いたところがありますでしょう。そこから真っすぐ南へ行く、川の名前はちょっとわからないんだけど、矢戸川だとばかり思ったら矢戸川は今あると、今手のマークがついた、そうです。多少川もあるし、風景もいいし。

○総合政策課長（牛江 宏君） いや、横市川ですね。

〔「横市川」の声あり〕

私が間違えました。

○委員（伊藤健二君） そうやろう。矢戸川はないんでしょう。

○総合政策課長（牛江 宏君） はい、横市川の間違いです。

○委員（伊藤健二君） 矢戸川じゃなくて横市川。じゃあ、矢戸川はやっぱりなさそうで、春里という地域が幾つに縦割りされるのかよく知りませんが、時々通るコースなので、そうやって見ると、風景も地域の感じも、歩いていいところじゃないかなあと思うけど、あそこがないのは何か理由があったんですか。そういう条件が整わないという、選択肢から漏れてしまうだけの何らかのちょっと原因なりがあったかどうかということが1つ。

同じような目を見たときに、コース上もう1カ所、桜ヶ丘、臈ヶ丘、桂ヶ丘、星見台あたりの、その一角は完全に飛んでしまっているけど。

何かその2地域があっという間じゃないかあというふうに思いました。その点についてはどうですか。これが、1つ目の質問。

○総合政策課長（牛江 宏君） 実は私どもも、ルート設定に当たっては何回もやりとりを内部でして決めてまいりました。まずは、最初にありますように、観光ということやないですけど、名所・旧跡等や風光明媚な場所というのを大前提としておりますし、あとはスタート地点と終点、起終点には基本的に車が置ける、もしくは鉄道の発着駅等であることがかなり大きな要素であろうという判断をしたところでございます。実は、大変言いにくい部分もあるんですけども、南部方面にはなかなかスポットとしてここだということを見つけづらいところがございました。ささゆりクリーンパークというのは非常に大きなものとして、起

終点として使うにはいいだろうというところまであったんですが、それ以外のところで、じゃあ春里公民館を起終点にしてどうかというところよりは、可児市運動公園からささゆりクリーンパークというルートのほうが、同じような矢戸川と横市川があって同じ風景であればそちらを選択したほうがいいんじゃないかというところで、させていただいたということでございます。

もう1つ、桜ヶ丘、皐ヶ丘については、今と同じような話でございます。ただ、実際に桜ヶ丘ハイツの外周ルートを散歩される方は非常に多いということは承知しておりまして、その議論も実はしたところなんですけど、やはりリフレッシュとか、可児市の、最初にありましたように市の魅力を感じるとか、心身のリフレッシュというところを考えたときに、じゃあそこをどうするかという整理をしました。その中では、もちろん個人でいつもルートを散歩ルートとして御活用いただいている方、これは最初のうちはマイリフレッシュルートなんていう話をしましたが、そこで活用していただくのは、それはそれでごく自然であっていいんじゃないかと。ただ、うちがリフレッシュルートというイメージの中で出していくには、そこをもう一步抜け出して提案して行って、それも厳選したルートにしようじゃないかというのが行き着いた議論でして、今回、あえてそこら辺を絞ったというところもございましたので、多少薄い地域、濃い地域があろうかと思いますが、そういう視点だったということをまず御説明申し上げて、そのルートが外れたということでございます。

○委員（伊藤健二君） 今後検討してもらおうということを前提にして、ちょっと要望的発言ですけれども、ルートにかかわっては、今度は総合運動公園ができますよね。それは直接ルートには今入っていませんよね。入っている。横市川のところが入るわけかな。

○総合政策課長（牛江 宏君） 8のルートのスタート地点が運動公園という形にさせていただいていますので、そこは入れさせていただきました。

○委員（伊藤健二君） じゃあ、入っておるとのことなんだけど、そこから出て、さっきの矢戸川沿いに南下、地形的には少し坂を上る方向だけど、それで行ってもらって、塩の一番奥になるのかな、その辺にお城もあるんやね。可児市に数少ない、何にもない跡地だけだけど、山の中腹だとか頂に、土田城なんかもその一つですけれども、土田城を別にして、矢戸のお城があったと思うんです。市史編集のプロセスでも城跡めぐりをしたりした経験があって、人が行き来できるいわゆる旧所、名跡になるかどうかはともあれ、そういう場所があるんで、幾つか発掘してつなげて、ここにはやっぱり流れを1つルートとしてつくってあげるのがいいと思う。

今、公式には13コースあるんで、それにプラスバージョンというか、補助バージョンみたいな形でもいいけど、考え方はいろいろあるんで、やっぱり濃淡だけで済まない、全然コースとして欠落してしまっておる部分というのは、やっぱり何らかのルートを1つ設定していくというのが地域対策からも必要だというふうに僕は思います。その辺を何とかやってあげてほしいと。一度検討してみてくださいという程度でいいですが、お願いしたい。

質問の2点目ですが、先ほど、遠い将来の課題ということで、技術的な問題についても説

明が幾つかありました。僕がふと思ったのは、ウオークナビというか、ナビウオークというのか、要するに携帯電話をさらにちょっとウオーキング用に地理案内をするソフトが、もう既に一般に市販されていて活用されていますよね。同じように、自分の持っている車のナビが徒歩用のウオークになるように切りかわるんですけど、そのときにはSDカードに取り込ませておいて、そいつをぼんと入れてやればまたできるという状況もあって、要するにタブレット端末か携帯か、その辺の機種を使って、ホームページなりに載つけたデザインのもものがそのまま取り込めて、実際に自分がコースを歩くときにナビとして使える。紙情報で持ち歩く、パンフレットにするか、大きい紙にするかというんじゃないくて、タブレットに載けて自分でめぐりながら、確認しながら歩いていけるというような手法もできると思うんです。余り遠い将来の話じゃなくて、現にそういう機能があるんで、それを上手に取り込めるか、著作権問題がどうあるのかよくわからんけど、それも一度詰めてもらって、早い時期に具体化できたら、使い勝手がよくなるんじゃないかというふうに思うんです。

個別に掲示板に当てると、そこで隠れた情報がさっき標準データでだーっと画面に出てくるといふ、それはそれでいいことなんで、そういうのも要るしということで、改良の余地がまだ幾つかあるんで、その辺を詰めていただきたいと思います。

○総合政策課長（牛江 宏君） まさに今伊藤委員がおっしゃった部分については、幾らでも広げて応用ができる範囲だと思っております。あとは費用の問題と、その効果みたいなものだと思いますので、その辺については、導入はある程度考えるべきだと思いますので、導入を前提とした費用と効果みたいなのがしっかり検証できて、皆さんからの要望も高まれば、やっていくべき部分だというふうには考えております。

○委員（小川富貴君） そもそも論からまずお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、訴求対象をどういうふう設定しているのか、その人数がどのくらいなのか。これで見ると、市の魅力を感じるルート、心身のリフレッシュができるルート、これ2つですね、市外からというのと、市民を対象にしたもの。また、ルートが幾つか選考してある。個々のルートが訴求対象にどういうふうに応答しているのか、そういうデザインを、簡単でいいです、長くならないように、私も簡単に、本当はもっとたくさん聞きたいんですけど、簡単に聞いていますから、簡単に教えてください。

○総合政策課長（牛江 宏君） 人数とかは出しておりません。例えば市外からどれぐらいの人数を見込むとか、市内でどれぐらいの人数を見込むという、そういう人数の具体的な数字はありませんので、申しわけございません。

○委員（小川富貴君） 訴求対象というのは、人数だけではなくて、どういう人たち、どういう固まりですよ。例えば健康になりたい人たち、あるいはアフターリタイアメントをした人たちがこのごろすごくよく歩いていらっしゃるんです。私、本当に散歩が好きですから、おおよそこのルートを歩いているんですね。もっとここのルートをつなげたら、もっといいルートになるのと思うところもあるわけです、現実に。多分、ある程度の人たちがルートを選定されたと思います。部長はルートは変えないというふうにおっしゃったわけですね。

ど、いろんな人たちが、いろんなニーズがあって、訴求対象があって、訴求対象のニーズ、それをもってこれに載せてくるんだろと思うんですけども、まず市民を元気にするためにやるのか、将来的に中・長期にわたって何らかのこれからの訴求対象をふやして行って市内に取り込もうとしているのか、そういう戦略はどうなんですか。

○総合政策課長（牛江 宏君） これは部長から、最初のこの資料の2ページの部分で説明させていただきましたように、2ページの一番上の3行目なんですが、これからはまさに活気をもたらすよう若い世代に魅力ある施策を提案していくことが重要と捉え、心も身体も元気になれるウォーキングルートを紹介することとしましたというところを基本として考えております。

今おっしゃられましたように、健康のため、それからいつも自分のルートを活用しながらここがいいんじゃないかという、そういう方はもちろんお見えになるというようなことから、その部分の考え方について、4ページの中段あたり、ルートの活用ということで、市民の方、これは市外からの来訪者も含むと書いてありますが、自宅付近の散策ルート、これはマイKルートと書かせていただきましたが、ふだんの散歩道にこのルートも取り組んでいただいて歩いてはどうかということで、全てのルートを網羅したリフレッシュルート、Kルートを提案するという前提には、今回は立たせていただいていませんので、そのあたりは御了解いただきたいと思います。

○委員（小川富貴君） わかるんですよ、若い人たち。でも、現実的に歩いていらっしゃる方たちは、ほとんどアフターリタイアメントの人たちが多いわけです。そこに若い人たちを取り入れる魅力の中で、Kルートというのがあるんだろと思う、わかりました、それは。

外からというふうにおっしゃいました。その裏づけが駅に近いところ、駅との関連がとれるところというような御紹介があったわけです。そうすると、要するに外から、市外に対して売り込むとかいうようなお話もあったわけですから、市外のどういうところに売り込む予定のこういうルートなのか。

あるいは、観光会社に対しても、市内が散策できるというのはすごく今大きな魅力だと思うんです、観光ルートとしたら。リニアが開通するときに、市内をずっと歩けるような可児市があるんだと、可児市にはこんなポイントで売りがあるんだというような展開まで考えたものなのか、どうなのかということが知りたかったんです。

だとすれば、Kルートというんじゃなくして、本当に本物ですよ、美濃の里というような、いわゆる外から来るような人は、里山にしても、田園風景にしても、そこが本物なんですよね。私たちにとっては当たり前の風景でも、よそから来た人にとっては美濃焼の里というのは本物の場所ですし、里山も本物なんです。そういうものが売れるようなネーミングだとか、アイキャッチだとか、ロゴマークみたいなもので統一したほうが、私なんかはいいんじゃないかなあと思うものですから、そうお尋ねするところです。

○総合政策課長（牛江 宏君） やはり小川委員のように自分でルートを設定して歩いてみる方というのは、そういうところへの思いとか、今のおっしゃられる部分というのは十分理

解するところではありますので、そこをなぜこういうふうに絞ったかというのは、先ほど申し上げたとおり、全部のいいところを何でもルートとして網羅してしまうよりは、ある程度しっかり絞って、ここはこういうふうで歩いてくださいよ、こういうところにはこんな魅力が可児市にはありますよ、そこを歩くことによって、魅力も感じられるし、心身リフレッシュできるという、そういうこともありますよというのが今回の狙いですので、そこをまずスタートとさせたということが第1点です。

それを市外の人にどうわかってもらうかというのは、まだこれから、スタートした今の時点で戦略を全部組み込んだわけではないです。というのは、私どもがいつも、市長も申しておりますように、これだけいいものがある可児市を、可児市民が知らないでどうするんだというところからスタートだと思っております。同時に、市外の人にも将来的にわかってもらうために、ここのルート、要は今回のKルートであれば、Kルートを活用していただくこともできるんだという、そういうところがスタートになっておりますので、その辺がどうしても今の時点で1から10まで整理されていなきやいけないんじゃないかという考え方もあるんですけども、まずはこういういいものがあって、そこを歩く、サイクリングすることで、魅力を感じることができるんだというところを、まず私どもとしては投げかけさせていただくというところだというふうに思っております。

ただ、その先には、今おっしゃられましたように、名前であるとかそういうものを、美濃桃山陶をどうひっつけたらいいとか、そういうことも出てくるでしょうし、それ以外の、例えばKをとっても可児のKだけじゃなしに、観光であったり、健康であったりという、そういうもののひっかけをしながらPRをしていくとか、いろんなことが当然あり得る話ですので、今の段階では、私どもそういうことを、逆に言えば提案としていただきたいと思っております。先ほど部長が申し上げましたように、ここが完成形で提示させていただいたのではなくて、これをスタートとして、どうやったらこのKルートがいいものになっていくのかというところで御意見をいただければよりいいものにできるのではないかと、そういう受け入れ体制を持ったつもりですので、よろしく願いいたします。

○委員（小川富貴君） 承知しました。

じゃあ、ルートは変えないというわけではなくて、ある程度柔軟性を持った提示というふうな理解でいいわけですね。

○企画経済部長（加納正佳君） 先ほどの説明で変えないといいますのは、微調整。だから、そういう意見をお聞きして、それがもっともであって、可児市民が本当にそこでルートを延ばすこと、こっちにつなげるのが意見としてたくさんあれば、それは検討していきますということですが、根本的に、ここをもって観光ルートをくっつけようというような提案は、やはり今お示したものが基本となるという考え方で進めさせていただいて、課長が申し上げたとおり、可児市のよさをとにかく市民の方がまず知っていただく、それからスタートということですので、最後に言いましたけれども、ミステリアスな部分として、まだ開発だとか、観光で位置づけができるとか、そういうところも桜ヶ丘方面にもあるわけですが、実際に。



ですから、そういう観光だとか見どころができたときには、コースをつなげて新たなコースづくりというの、まずこれでスタートさせていただいて、意見はいただきながら、将来的にはそういうミステリアスな部分もありますねということで認識しておりますので。

○委員（小川富貴君） ミステリアスな私はちょっと置いておいてくださって、桜ヶ丘を置いておいてくださって、1番で紹介してくださった、ちょっと出していただけますか。本当に、多分部長も課長も御存じないと思うんです。1番の、ここからこの山に入っていくところの突先のところ、本当にきれいなんですよ。山の風景の、別に軽井沢へ行かなくても、蓼科に行かなくても、本当にこんなところが可児にあるんだと。窯屋の窯が残っていて、突先に山崎さんというお宅があるんです。あの近辺のきれいさといったらないんです。山桜が咲いたときもきれいですし、御存じですか。いらしたことがある。可児市民が知らなくて、本当に知らんと思うんです。本当にあそこにまで延ばしてほしいなあと思うんです、私。

○企画経済部長（加納正佳君） このコースでいけば、小淵ため池の下に点線がありますね。あれは、コースは外れて奥磯林道へ入って、森林浴を味わいながらずっと大回りすると、大平を抜けてまたゴールのところまで行けますよということを紹介しておりますし、見どころというのは私たちがもう沿線ですと把握はしておりますが、今おっしゃったようなことも含めて市民に公表しながら、意見を、見どころだとかそういうのをいただいて、付加することは簡単ですので、コースを延ばすんじゃなくて、そこからここへ行くこんな見どころがありますという紹介が、どんどんともっとコースの魅力づくりのために今後は入れていきますので、今後そういう御意見をいただきたいと思っています。

○委員（小川富貴君） 絶対に入れてほしい。奥磯林道に並ぶよさだと思います。山崎さんは喫茶店を始めるとおっしゃっていますから。

○総合政策課長（牛江 宏君） 済みません。私も蛇足の回答だけさせていただきますが、10年ぐらいの間は非常にいいところだと思いますが、きっとリニアの整備道路で活用される可能性もありますので、その辺を踏まえながらルートを選定は十分していきたいですし、見どころも紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（山田喜弘君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、協議題4を終了いたします。

以上で全協議題を終了しましたので、これで総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年2月3日

可児市総務企画委員会委員長